

平成 28 年度後期高齢者歯科口腔健康診査事業実施計画（案）

1. これまでの経緯

国は、平成 26 年度から口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックすることを目的に、新たに歯科健診を導入した。（後期高齢者医療制度事業実施要綱において、被保険者の歯科健康診査が新設され、国庫補助の対象となった。）このことを受けて、熊本県後期高齢者医療広域連合は、平成 28 年度から被保険者の歯科健診事業の導入を決定している。平成 28 年度からの実施に向けて、既に、熊本県歯科医師会などの関係団体等の協議が勧められ、市町村主幹課長及び担当者対象の説明会が実施されており、全市町村の同時実施が望まれている。（熊本県後期高齢者歯科口腔健康診査事業実施方針参照）

2. 事業主体 熊本県後期高齢者医療広域連合

事業実施については、熊本県後期高齢者医療広域連合の委託を八代市が受け、健診業務については、八代歯科医師会に再委託する。

3. 事業目的 高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科口腔健康診査を行うことで、口腔機能低下の予防を図り、生活習慣病や誤嚥性肺炎等の疾病予防・改善を目指す。

4. 対象者 後期高齢者医療制度の被保険者（約 22,000 人）とし、年 1 回の受診とする。 ※長期入院者（広域連合把握）、施設入所者（市町村で調査）は除外する。

5. 事業内容 後期高齢者歯科口腔健康診査・・・問診、歯周検査、口腔検査、指導（別表のとおり）

6. 健診費用 健診単価 3,900 円（自己負担 400 円） ※質問・健診票の作成費用、結果通知費用、健診データ電子化、送付手数料を含む

7. 実施方法 個別による各指定歯科医療機関実施（平日の診療時間内）

8. 周知

- ・後期高齢者医療保険証送付時（7 月）に案内チラシ同封
- ・新規後期高齢者医療加入者への保険証送付時に案内チラシ同封
- ・PRポスター掲示（各歯科医療機関、各支所等）
- ・他、H28 度健診申込み用紙（市報折込 2 月号）、市報記事掲載（8 月号）、ホームページ・FMラジオ（8 月）等にて

9. 健診期間 平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日

10. 受診方法

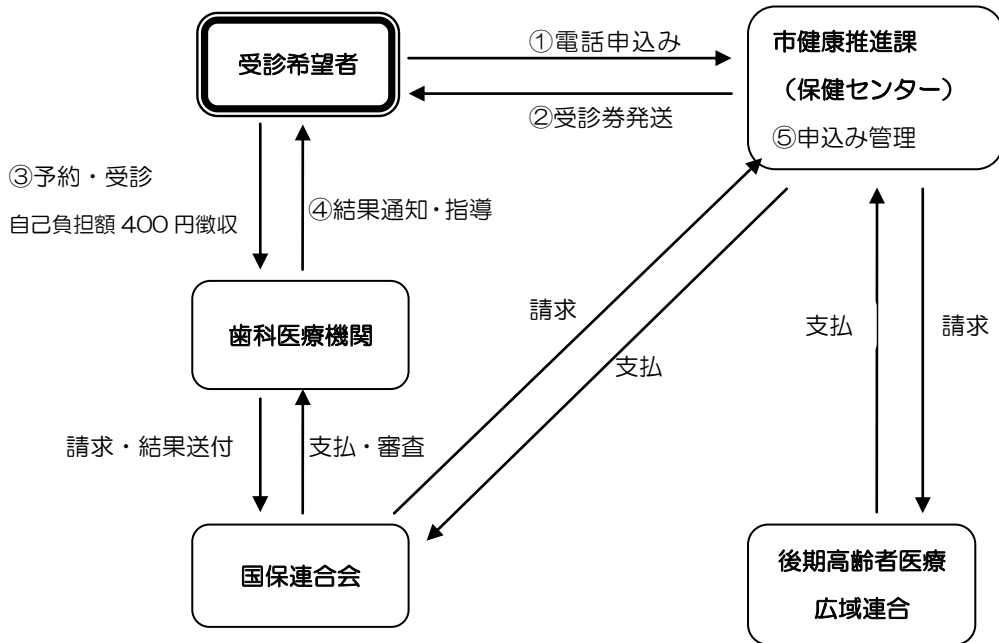
- ①案内チラシ等を確認後、希望者は健康推進課に電話申し込みをする。
- ②健康推進課で申込み者を登録し、「歯科口腔健診＜受診券＞」（仮称）を印刷・発送する。
- ③希望者は、指定歯科医療機関に予約後、保険証と受診券を持参し、健診を受ける。
歯科医療機関にて帳票等の印刷（質問票・健診票・指導票・健診結果票）を準備す

る。受診券は健診期間終了まで、歯科医療機関保管とする。

④歯科医療機関にて帳票（健診結果票・指導票）をもとに健診結果の指導を受診者に
する。

⑤二重受診を防止するため、受診券送付状況を管理する。紛失の場合は、希望者が保
健センターに再発行を依頼する。

<受診方法・支払の流れ>



11. 今後のスケジュール

		平成 27 年度		平成 28 年度	
		2 月	3 月	4 月～7 月	8 月～
八代市	契約準備等	●実施方法等について協議、健診機関への説明	●実施医療機関の把握	●委託契約（広域連合、歯科医療機関、国保連合会）	●健診実施（8月～1月） ●請求・支払 ●健診期間終了後受診券回収
	周知啓発	●「市報折込健診申込書」に案内掲載		●保険証送付に個別案内チラシ等同封（7月） ●ポスター掲示 ●HP、市報、ラジオにて周知 ●受診券送付（希望時随時）	
健診機関		●実施体制の整備	●契約準備 ●県歯科医師会よりマニュアル配布 ●実施医療機関決定	●市との契約	●健診実施（8月～1月） ●結果送付・請求 ●健診期間終了後、受診券提出